

広川町 **多文化共生** 推進計画



2022年8月 広川町

目次

第1章 計画の趣旨

1. 計画の目的・背景 2
2. 計画の位置づけと期間 3

第2章 現状と課題

1. 広川町の現状 3
2. 外国人を取り巻く課題 6
3. これまでの取り組み 7

第3章 基本方針

1. 目指す姿 13
2. 計画の基本方針 13

第4章 計画の推進施策

1. 施策の体系 13
2. 施策の概要 14

第5章 計画の実施体制

1. 取り組みの推進体制 16

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

(2006年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より抜粋)

第1章 計画の趣旨

1. 計画の目的・背景

本町では、「みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～」の将来像のもとさまざまな地域課題に取り組んでいます。

また、国では、1995年に人種差別撤廃条約に加入し、国際的視野に立ち一人ひとりの人権が尊重されるよう取り組みを進めてきましたが、2010年代前半にヘイトスピーチ問題が深刻化する中で、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を制定しました。また、日本の少子高齢化と労働力不足の深刻化を背景に、2019年4月には改正出入国管理及び難民認定法（入管法）を施行して、「特定技能」という新たな在留資格を設け、外国人への門戸を大きく広げることになりました。あわせて「日本語教育の推進に関する法律」が2019年6月28日公布、施行され、地方公共団体は、日本語教育の推進に関し地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有すると明記されています。このほか「外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策」を発表したほか、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」（2020年9月）を14年ぶりに改訂するなど、多文化共生推進の機運が高まっています。

近年、日本における在住外国人数は282万人（2021年6月末現在 法務省より）であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行により、入国者数が減少傾向に転じています。しかし、国が積極的に外国人を受け入れていく方針はかわらず、今後も在住外国人は増加すると予想されます。たとえば、福岡県における在住外国人数は、7万9000人（2021年6月末現在）であり県内でも増えている状況です。在留資格別では「留学」が最も多く、次いで「永住者」「技能実習」の順になっています。特に郊外では、労働不足から技能実習生を多く受け入れている傾向にあります。

このような社会情勢の中、本町では352人（2022年7月末現在）の在住外国人が暮らしています。そのほとんどは町内の農業や製造業、介護などで就労しており、町内の産業を支えています。このような中、日常生活においても国際化が進んでおり、私たちは国際的な視野と豊かな国際感覚をもつことが必要な状況です。また、異なる文化を理解し合い、お互いを尊重しながら、共生していくことが今後重要となってきています。

今回、このような外国人のさまざまな状況の変化や本町の地域特性などを踏まえ、社会情勢の変化と時代のニーズに対応していくため、「広川町多文化共生推進計画」を策定することになりました。

特定技能とは

特定技能は、2019年4月1日より施行された新しい在留資格で、人手不足が深刻な14業種（介護、産業機械、建設、宿泊、外食など）において、外国人を受け入れることが可能になりました。

2. 計画の位置づけと期間

「日本語教育の推進に関する法律」(前出)において、地方公共団体は日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると明記されています。

この広川町多文化共生推進計画は、広川町第4次総合計画(改訂版)を上位計画するとともに、広川町における多文化共生のまちづくりの基本的な考え方や施策を示す計画として位置づけられます。加えて、広川町第4次総合計画(改訂版)の基本施策1「出会いと語らいのあるまち」の2-2「交流活動の推進」に掲げた施策を進めるための個別計画という位置づけでもあります。

本計画の策定期間は、短期間で経済・社会状況が変化するため期間は定めず、状況に変化があった場合は随時、計画内容を見直します。

広川町第4次総合計画(改訂版)

本町のすべての分野における行財政運営の基本となる最上位計画として位置づけられ、今後のまちづくりの方向性を示すものです。2021年3月に発行され、総合計画の期間は、2021年から2023年となっています。

第2章 現状と課題

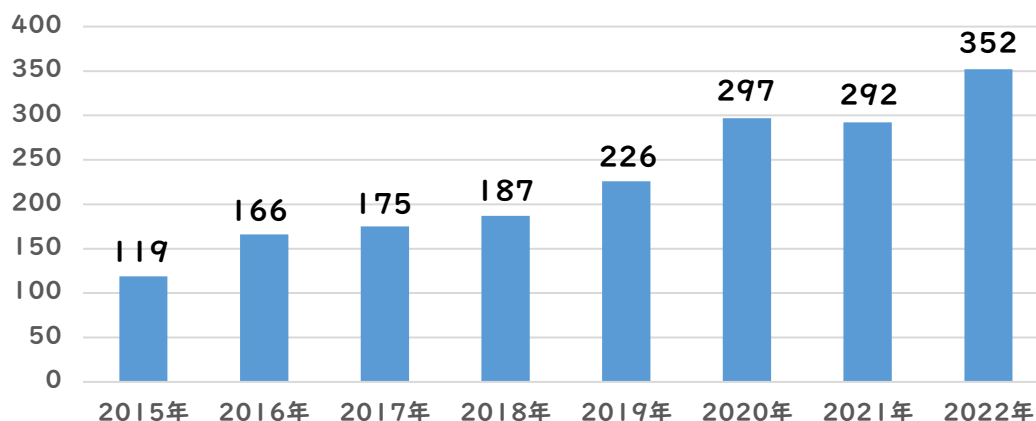
1. 広川町の現状

広川町の人口は、2021年10月に公表された国勢調査結果では19,988人でした。国立社会保障・人口問題研究所が2013年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」では、2010年(20,253人)をピークに、2040年には、17,863人にまで減少すると予測されています。一方、広川町の在住外国人の数は、2022年7月末現在、352人(図表1)となっており、2015年と比較すると約3倍となっています。国別に見ると、2015年は、中国がその多くを占めていましたが、2022年になるとベトナム(図表2)が55%を占めています。在留資格別にみると、51%が「技能実習生」(図表3)となっており、その多くは35歳以下の若い世代となっています。

以上のとおり、本町の外国人住民は年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策による入国措置が一部緩和され、2022年4月に約50人もの外国人が広川町へ転入したことから、今後さらなる増加が予想されます。また、特定技能という新たな在留資格が設けられたことにより、滞在期間の長期化や配偶者・子どもの帯同が可能となったことから、外国人住民が暮らしやすい環境を整備していくことは急務となっています。

① 在住外国人数

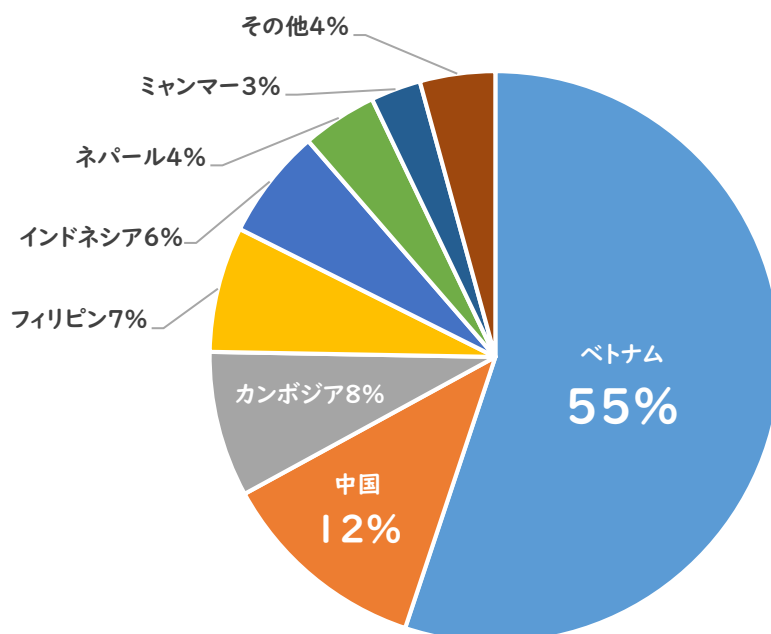
図表1 外国人住民数の推移



2019年4月改正入管法案が施行されたことにより、在住外国人数は2015年から比較すると約3倍増加しています。また、2022年7月末現在、外国人国籍の16歳以下は6人となっており、今後長期滞在者が増えることにもともない外国にルーツをもつ子どもたちの増加が予想されます。

② 国籍別外国人住民数

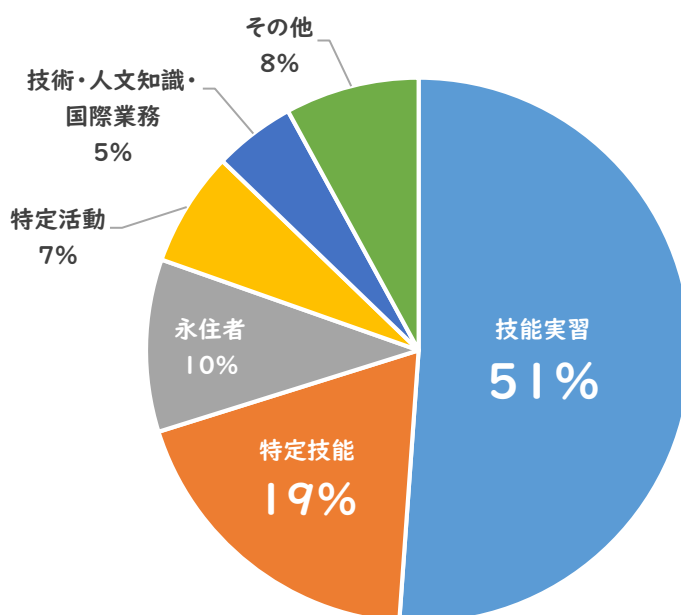
図表2 国籍別外国人住民の推移



本町では、アジアを中心とした13か国の国籍の人が暮らしています。2015年には中国、ベトナム、フィリピン、ブラジルの順に多かったですが、現在はベトナム出身の技能実習生が増え、ベトナム国籍の住民が在住外国人の約55%を占めています。

③ 在留資格別外国人人数

図表3 在留資格別外国人人数



本町では、就労を目的とした在留資格をもつ外国人が在住外国人の82%を占めています。就労先は、製造業、建設業、介護、農業、伝統工芸、小売業と多岐にわたっており、ほとんどの就業者は35歳以下の若い世代となっています。現在は、3年～5年と短期滞在している人が最も多いですが、今後特定技能の在留資格により、長期的に就労する外国人が増加することが予想されます。

【特定技能と技能実習の違い】

	特定技能	技能実習
目的	日本の労働力不足の解消	日本の技術を開発途上国に広めてもらう国際貢献
就業できる業種	1号：14業種 2号：2業種（建設・造船船舶用工業）	85業種 156作業 （2021年5月現在）
受け入れ人数	制限なし（建設・介護を除く）	制限あり
転職	同一職種であれば転職可能	不可
家族の帯同	1号：不可 2号：可能（配偶者・子ども）	不可
在留期間	1号：通算5年 2号：上限なし	1号：1年以内 2号：2年以内 3号：2年以内（最長5年以内）
技能水準	相当程度の知識・技術が必要	なし

2. 外国人住民を取り巻く課題

外国人住民を取り巻く課題について、【住民意識】・【コミュニケーション】・【日常生活】の3つの視点で整理しました。

【住民意識の課題】

外国人と日本人は、文化や生活習慣、肌の色、言葉や宗教などの違いから、職場や学校、地域社会などの日常生活の場において、さまざまな軋轢が生じ、外国人に対する偏見・差別が生まれ、人権侵害につながっている場合があります。これまで広川町では、各種人権啓発活動や教育、交流活動を通じて人権意識の高揚や多様性を育む取り組みを行ってきました。しかし「広川町人権問題に関する住民意識調査(2018年3月)」によると、さまざまな人権問題のうち「外国人の人権問題」が最も関心度が低く、さらには人権に関する各種法令などの認知度では「ヘイトスピーチ解消法」が最も低いなど、さらなる取り組みの充実が必要だということがわかりました。お互いが対等な関係を築き、共に安心して地域で生活するために、「多文化共生」に対する意識啓発と「多様性」を養う交流活動の充実が求められています。

【コミュニケーションにおける課題】

広川町で生活する外国人住民の多くは、地域住民と交流する機会も少なく言葉や文化の違いから、生活ルールやマナーに関するトラブルが生じたりしています。今後、外国人住民の増加や滞在期間の長期化・定住化も進んでいくと考えられることから、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語」の普及推進が必要です。また、広川町には「日本語教室」など外国人住民の学ぶ機会がなく、実態調査では、日本語を学びたいという意見が最も多くなっています。

このようにコミュニケーション不足(言葉の壁)から、地域社会での孤立やトラブルなどが懸念されています。お互いの関係性を深めていくためにも、外国人住民のもつ知識や能力を地域づくりに活かすなど地域社会で活躍できる仕組みづくりに取り組み、地域の活性化につなげていく必要があります。

【日常生活における課題】

外国人住民に対する実態調査では、日常生活に関わるさまざまな分野での情報提供や支援が必要であることがわかりました。

特に災害については、自然災害の被災経験の少ない外国人住民は、災害そのものや防災知識を持ち合わせておらず、防災訓練の参加や緊急時の備えなど十分でない人がいます。また、教育については、多様な背景をもつ外国人児童生徒が日本語の能力不足から授業についていけず、学習意欲の低下や学校になじめないことから、不登校につながることもあります。そのほか、受けることができる医療・福祉サービスなどについて、母国との制度との違いから十分に理解できないという課題があります。

このように、誰もが安心して生活できるよう、現状把握に努め、行政のみならず民間団体や事業所などと連携し、必要な情報や支援を届ける必要があります。

3. これまでの取り組み

広川町では、2020年から文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業「地域日本語教育スタートアッププログラム」を活用し、地域日本語教育を試行しています。2020年は在住外国人、町内で外国人を受け入れている事業所、地域住民を対象に実態調査を行いました。外国人住民を対象に行った実態調査（図表4から図表13）によると外国人住民の多くは、言葉の壁により日常生活に困っているケースが多く、「日本語教室」や「日本の習慣や文化を学べる機会」を求める声が多くありました。2021年においては、実態調査を基に日本語教室の試行を行いました。2022年においては、2023年からの日本語教室の本格的実施に向けて、教室を支援するサポーターの募集や在住外国人・地域住民への取り組みの周知などを行っています。



↑ 病院をテーマにした日本語教室の様子



↑ 日本語教室で病院見学した様子

≫ 実態調査 概要

(1) 調査目的

地域の現状や課題などを把握し、広川町の実情に合った日本語教室を開設するため、外国人や事業所、地域住民を対象に調査を行う。

(2) 調査対象

調査の種類	調査内容	対象者数
①外国人調査	広川町に在住・在勤する外国人	150人 ※町内在住外国人数 297人
②事業所調査	広川町に所在し、かつ外国人を受け入れている事業所・農家など	37社
③外国人と関わる地域住民調査	外国人と関わる広川町に在住・在勤している地域住民（区長、民生委員、分館長、医療機関、金融機関、スーパー、行政機関、学校など）	190人 ※住民数 19,582人

(3) 調査方法

アンケートを使用した質問調査（一部、地域日本語教育コーディネーターによる面接調査を実施）

※地域日本語教育コーディネーター

……地域日本語教育スタートアッププログラムの中で「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の推進に取り組む人

(4) 調査期間

2020年10月1日～2020年11月30日

(5) 回収結果

調査の種類	回収件数	回収率
①外国人調査	136件	90.7%
②事業所調査	27件	73.0%
③外国人と関わる地域住民調査	176件	92.6%

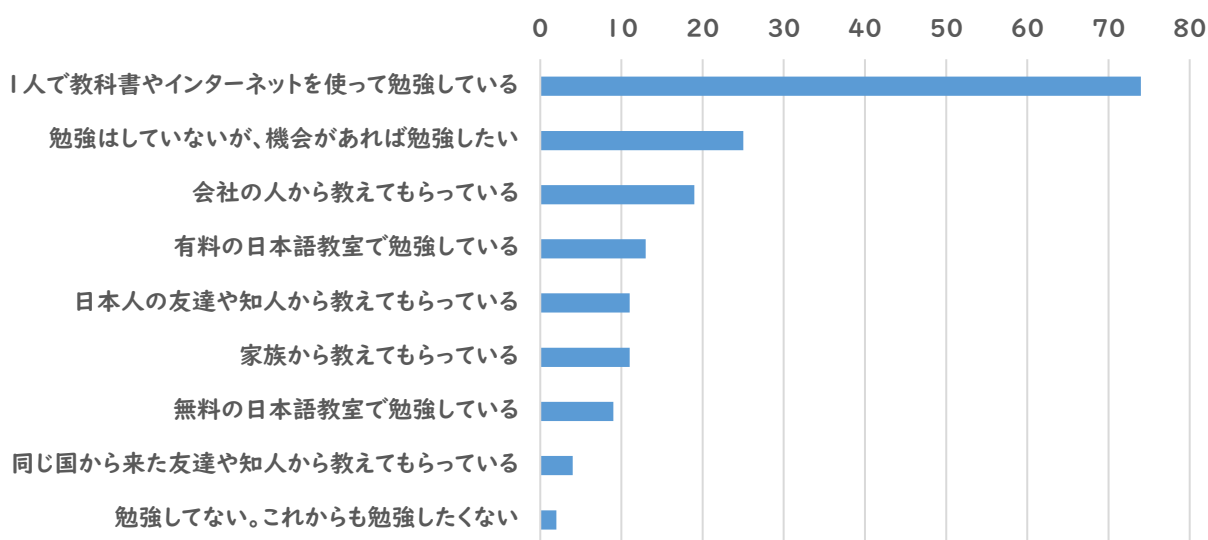
(6) 注意事項

- ・集計結果では、小数点第1位を四捨五入している。
- ・無回答については、除外して集計している。

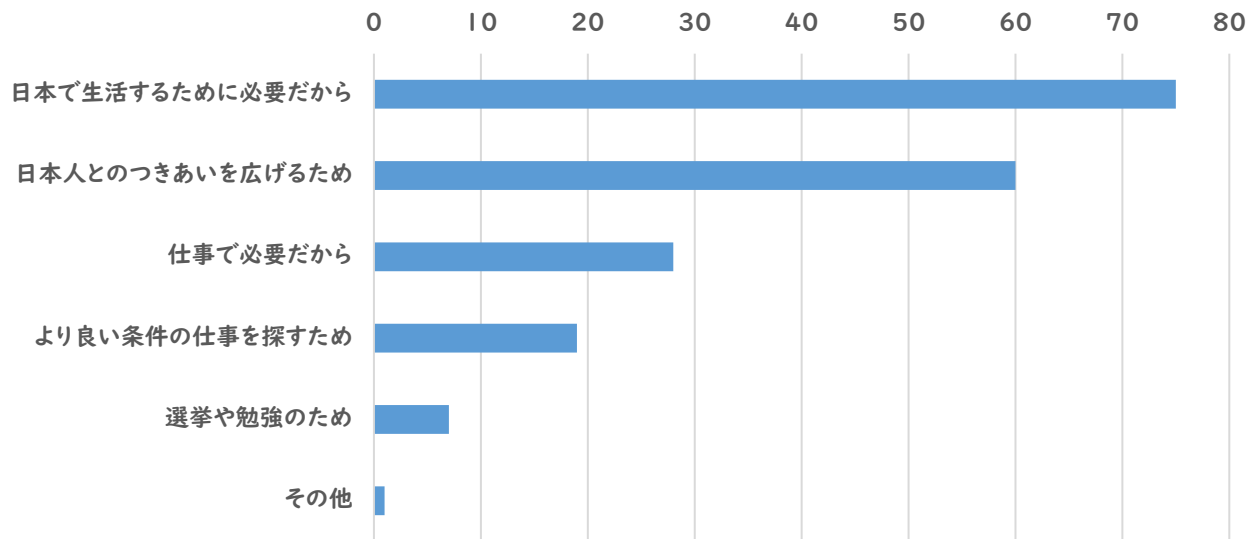
≫ 実態調査の結果 ※一部抜粋

① 在住外国人を対象とした実態調査

図表4 今、日本語を勉強していますか。(複数回答)



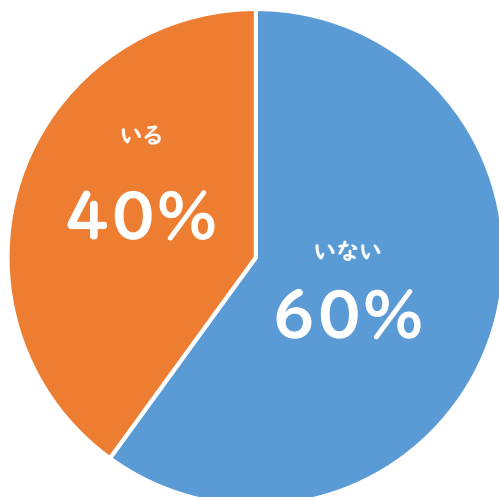
図表5 何のために日本語を勉強していますか。



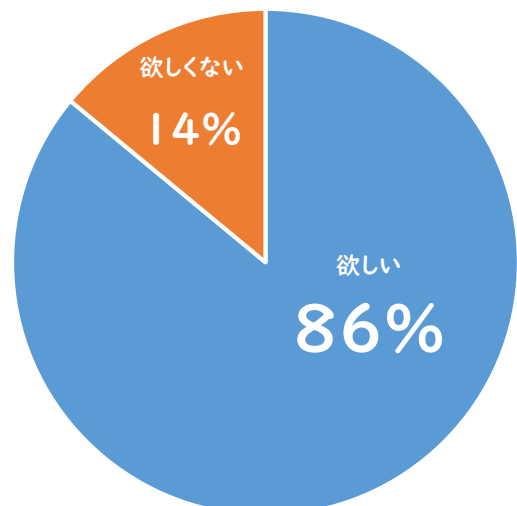
単位：人

日本語を勉強する外国人の多くが、日本での生活や日本人との交流において、日本語の習得を必要としています。

図表6 会社の人以外に日本人の友だち、知り合いはいますか。

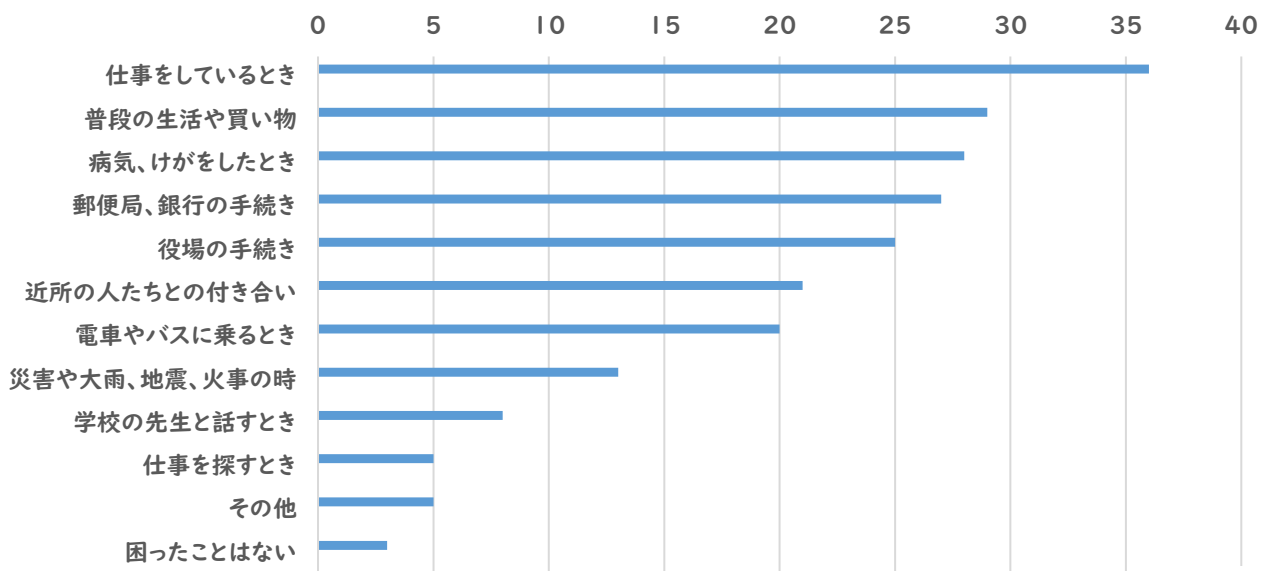


図表7 今より多くの日本人の友だち、知り合いが欲しいですか。



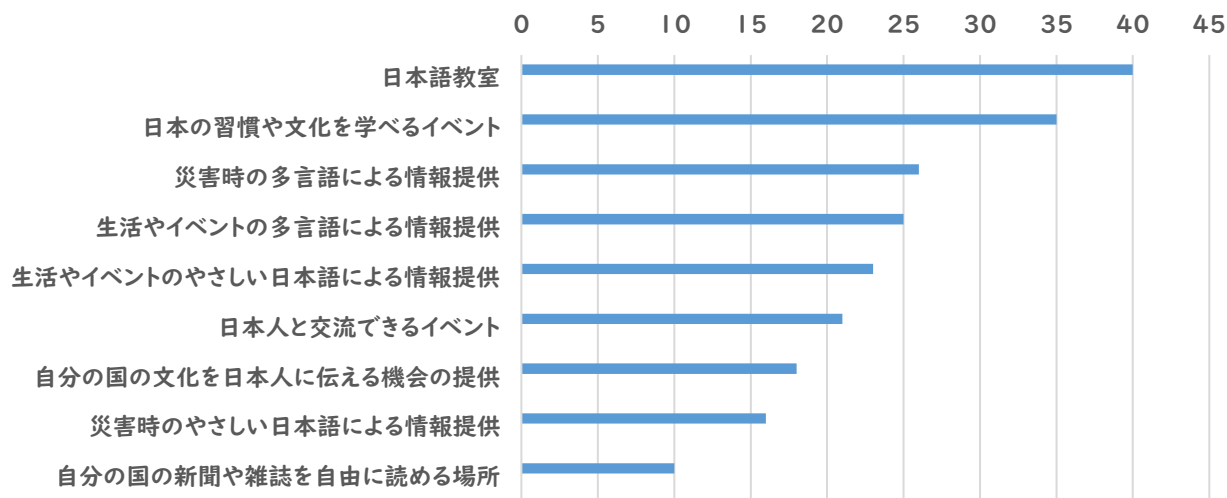
在住外国人は、日本人との交流は職場に限定されており、日本人住民との交流を望んでいます。

図表8 日本に来て日本語があまりできないために困ったことは何ですか。(複数回答)



単位：人

図表9 広川町にどんなことを望みますか。(複数回答)

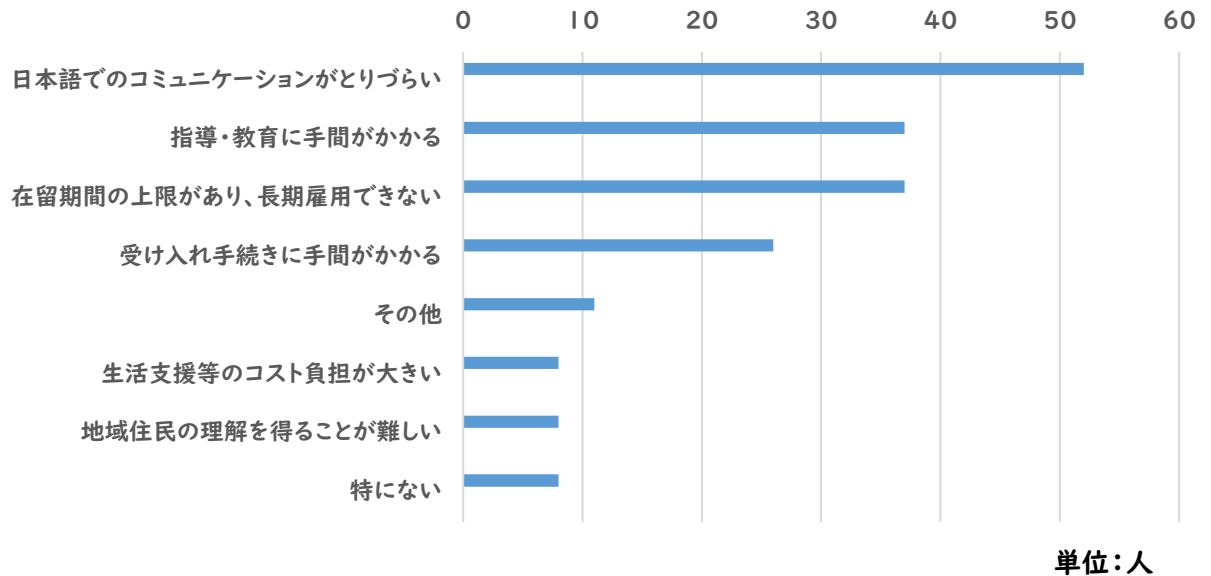


単位：人

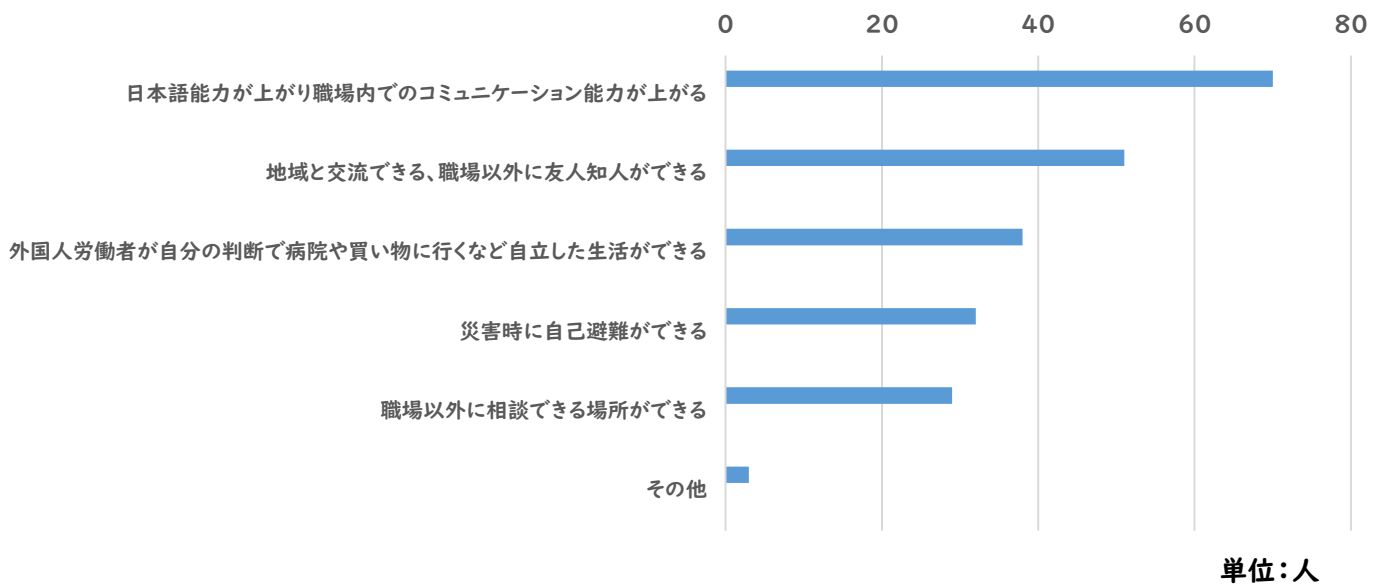
外国人住民の多くは、言葉の壁により日常生活で困っています。また、外国人住民は、日本語教室、日本の習慣や文化を学べる機会、そのほか生活に関わる情報などを必要としています。

② 事業所を対象とした実態調査

図表10 外国人労働者の受け入れにあたり、課題や困っている点は何ですか。(複数回答)



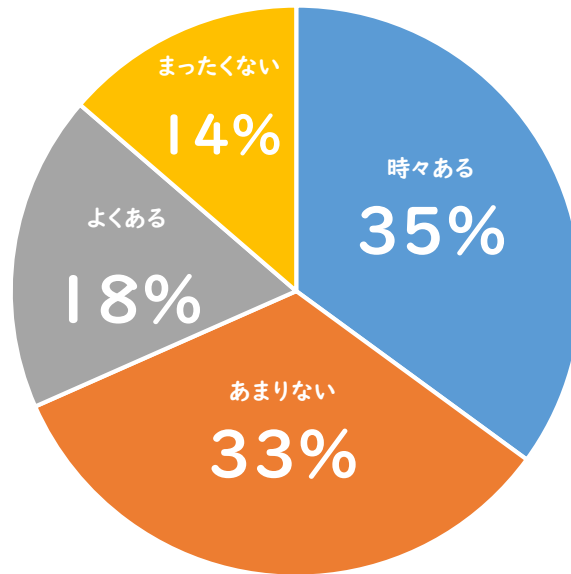
図表11 日本語教室にどのようなことを期待しますか。(複数回答)



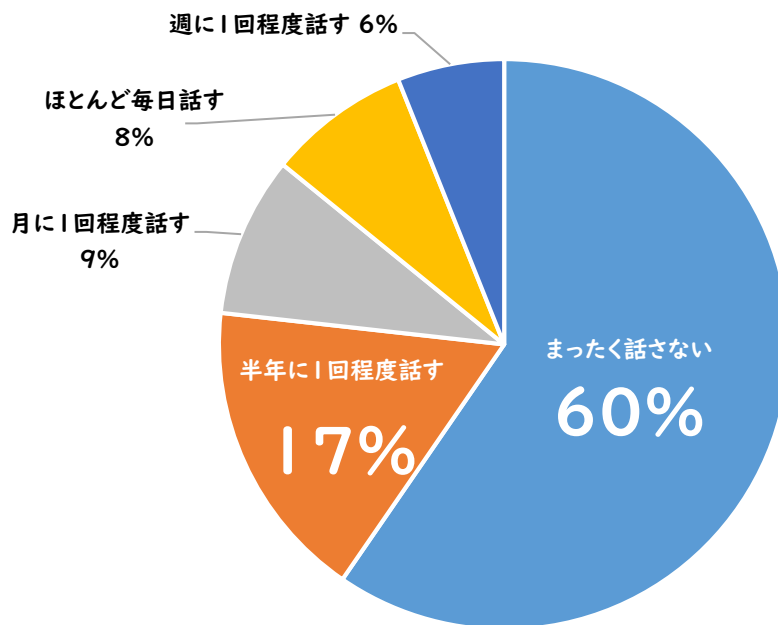
外国人を受け入れている多くの事業者は、日本語でのコミュニケーションのとりにくさを感じています。また、指導・教育をするための労力がかかるのも課題です。外国人を受け入れている事業者は、日本語でのコミュニケーションの能力向上、職場以外の交流、生活支援を必要としています。

③ 地域住民を対象とした実態調査

図表12 あなたが生活している地域で、外国人と顔を合わせることはありますか。



図表13 あなたが生活している地域で外国人とどの程度話しますか。



ほとんどの日本人住民が、外国人住民と地域で顔を合わせていますが、コミュニケーションが図れていない状況です。

第3章 基本方針

1. 目指す姿

広川町では、第4次総合計画（改訂版）において目指す将来像を以下の通り設定しています。

みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川
～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～

2. 計画の基本方針

一人ひとりの違いを理解し合い、お互いを尊重しながら共に暮らすまちづくり

第4章 計画の推進施策

1. 施策の体系

基本施策 1	多様性を認め合うまちづくり
主要施策	(1) 交流機会の創出
	(2) 国際理解教育の推進
	(3) 多文化共生の意識啓発と醸成
	(4) 諸外国との交流推進
基本施策 2	コミュニケーションでつながるまちづくり
主要施策	(1) やさしい日本語の普及・啓発
	(2) 日本語教育によるコミュニケーションの支援
	(3) 地域社会で活躍できる環境づくり
基本施策 3	誰もが安心して暮らせるまちづくり
主要施策	(1) 災害時の外国人支援
	(2) 子育てや教育等における支援
	(3) 民間団体との連携
	(4) 生活情報の充実と支援

2. 施策の概要

基本施策1 多様性を認め合うまちづくり

広川町では、これまで各種啓発活動や教育、交流活動を通じて、町民の人権意識の高揚や多様性を育む活動を行ってきました。

伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化に対して閉鎖的な考えが根強く残っており、諸外国に対する私たちの理解と認識は、必ずしも十分とは言えません。人種や民族、生活習慣、宗教の違いなどに起因するさまざまな先入観や偏見があります。2017年に行った「広川町人権問題に関する住民意識調査」では、「異文化に対する理解不足により、地域社会の受け入れが不十分であること」が38.0%と最も多かった一方、「特に問題と思うことがらがない」と答えた人が21.2%となっており、全体として理解不足や関心の低さがうかがえます。

異なる生活習慣や文化、価値観を認め合うためには、正しく学ぶとともに「出会い・語らう」ことが重要だと考えます。今後、在住外国人が増えていく中、各世代に応じた学習機会や交流機会を設けるなど、人権意識の高揚と多様性を育む取り組みを充実していく必要があります。

主要施策（1）交流機会の創出

イベントの開催や地域行事への参加など外国人住民と日本人住民が交流できる機会を創出します。
--

主要施策（2）国際理解教育の推進

世界の人々が国を越えて理解し合い、協力し、世界平和を実現するため、あらゆる世代に応じた教育活動を行います。

主要施策（3）多文化共生の意識啓発や醸成

外国人に対する予断や偏見をなくし、お互いの違いを認め合い対等な関係を築くなど、地域社会の一員として共に生活できるよう啓発活動の充実を図ります。

主要施策（4）諸外国との交流推進

国際交流がより身近なものとなるよう、関係機関と連携した交流活動を推進します。
--

基本施策2 コミュニケーションでつながるまちづくり

本町が行った事業所や外国人住民に対する実態調査では、「言葉の壁」に起因するものが多く挙げられています。言葉がわからないことにより、さまざまなサービスの存在を知ることができなかつたり、地域生活でのルールが理解できずトラブルにつながったりと、外国人住民にとって安心して暮らせる環境とは言えません。

また、地域では外国人住民の存在を認知しているものの、多くの住民がコミュニケーションをとっておらず地域で孤立してしまうなどの課題があります。本町には外国人住民同士が交流できる場所や日本語

教室などがなく、日本語の学習については本人や外国人を受け入れている事業所任せとなっています。

このように、外国人住民が孤立感や孤独感を感じることがないように、日常生活及び社会生活を地域住民と共に豊かに営むことができる環境の整備が急務となっています。また、多様な文化をもつ外国人住民を新たな地域づくりの担い手としてとらえ、外国人住民が地域で活躍できる仕組みづくりを進め、地域との関係性をより一層深めていくことが重要だと考えます。

主要施策（1）やさしい日本語の普及・啓発

「やさしい日本語」の普及啓発により、職場や地域でコミュニケーションが図れる環境づくりに取り組みます。

主要施策（2）日本語教育によるコミュニケーションの支援

日本語を学習できる環境や文化などの違いを学び合い交流できる場づくりを進め、コミュニケーションの支援を行っていきます。

主要施策（3）地域で活躍できる環境づくり

外国人住民のもつ知識や感性を活かし、地域づくりの新たな担い手として地域への参画を促し、地域で活躍できる環境づくりを進めます。

やさしい日本語とは

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。外国人、高齢者、障がいがある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

基本施策 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

外国人住民は、仕事や買い物、病気の時以外にも多くの不安を抱えて生活しています。実態調査では、多くの方が災害時や教育の面、行政手続きなど、日常生活のなかで困っていることがあると回答しています。

近年自然災害が多発・激甚化するなか、災害そのもののリスクが理解できない、避難の仕方がわからない、避難所でどのような行動をとればいいのかわからないなど多くの課題があり、防災知識の普及・啓発などの防災対策とともに、災害時の支援体制の整備が急務となっています。

また、特定技能の在留資格に伴い、母語や文化、生活習慣など、言語的・文化的に多様な背景をもつ外国人児童生徒やその家族の増加が予想される中、教育や子育ての面では、子どもたちの日本語習得や進学、育児、福祉サービスなど多くの課題があります。学校からのお知らせが理解できない、学校の先生と意思疎通を図ることできない、受けることのできるサービスが理解できない、病院の受診をためら

ってしまうなど、安心して快適に生活できる環境とは言えません。

このように、外国人住民を取り巻く環境は十分に整備されていないことから、事業所の主体的な取り組みを促すとともに、行政・事業所・地域住民が一体となった取り組みが求められています。

主要施策（1）災害時における支援体制の整備

災害時における情報発信や防災知識の普及・啓発、被災者支援をはじめ、地域防災の担い手となる外国人住民の育成を図ります。

主要施策（2）子育てや教育環境の充実

子育てや教育における相談体制の充実を図るとともに、すべての子どもが等しく教育を受けられる支援体制の充実を図ります。

主要施策（3）民間団体や事業所との連携

民間団体や事業所とのネットワークを構築し、連携して事業を推進するとともに事業所が主体的に行う日本語学習などの支援を行います。

主要施策（4）生活情報の充実と支援

医療・福祉サービスなどを適切に利用できるような支援を行うとともに、地域生活でのルールや必要な行政情報など、わかりやすい情報発信に努めます。

第5章 計画の実施体制

1. 取り組みの推進体制

多文化共生の取り組みを具体化するため、2023年度から2025年度までの3か年の実施計画を策定します。策定にあたり各課選出による「多文化共生実施計画策定会議（仮称）」を設置し、具体的な事業内容と実施期間を定めることとします。また、策定した実施計画については、年度ごとに進捗管理を行い、随時見直していくこととします。